

新たな米流通制度について

目 次

1. 新たな米流通制度の概要	1
2. 米の安定供給に対する支援	
(1) 米穀安定供給確保支援機構の指定	5
(2) 豊作による過剰米に対する集荷円滑化事業	8
(3) 米の販売事業者に対する債務保証事業	10
(4) 需要に応じた安定的な供給を支援する流通助成	12
3. 客観的な需給情報の提供（基本指針）	15
4. 公正・中立な米取引の場の整備	18
5. 米の検査・表示制度の再編成	
(1) 検査・表示制度の再編成の概要	21
(2) 農産物検査制度の見直し	21
(3) 米の表示の仕方の見直し（業界ガイドラインの導入等）	23
(4) トレーサビリティシステムの導入	26
6. 不測時における米の供給確保体制の構築	
(1) 米全体を対象とした不測時における供給確保体制の概要	28
(2) 政府米売買（随意契約から入札が基本へ）と備蓄運営	31
(3) 業者届出制度の導入	33

1. 新たな米流通制度の概要

制度の変更点 新旧比較)

- 1 規制の多い多段階流通と価格形成のあり方が、多様化する消費者ニーズに応えられない状況にあることから、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「食糧法」という）の改正を行い、これまでの計画流通制度及びその関連制度を廃止し、必要最小限の規制の下で、新たな安定供給体制を構築しました。
- 2 消費者に対して、年間を通じて米の安定供給を確保するため、民間事業者の安定供給に向けた自主的な取組に対して支援を行う法人を、「米穀安定供給確保支援機構」として新たに指定しました。
- 3 これまで国が策定してきた米に関する基本計画を廃止し、需要に応じた米づくりを行えるよう、新たな需給情報として、国は、米に関する「基本指針」（いわゆる「お米白書」）を年に3回策定・公表します。
- 4 より公正・中立な米の取引の場を整備するため、「自主流通米価格形成センター」を「米穀価格形成センター」に改め、取引方法の拡充、売買取引参加資格者の拡大等規定の整備を行いました。
- 5 米の義務検査を廃止しますが、受検機会の拡大や検査証明の信頼性向上に努めます。また、消費者にわかりやすい表示が行われるよう精米表示に関するガイドラインを業界とともに作成しました。さらに、トレーサビリティシステムを導入します。
- 6 国による備蓄運営制度は維持しますが、政府米の買入れ、売渡しの方法について見直します。また、不測時（需給ひっ迫時を含む不測時）に備えて、米全体を対象として危機管理が行えるよう、業者登録制度を見直し、より多くの流通業者を把握するための業者届出制を導入しました。

改正前	改正後
○計画流通制度・関連制度 ・自主流通法人の指定 ・自主流通計画の策定及び認可 ・国による基本計画の策定 等	○計画流通制度及びその関連制度の廃止 ・米穀安定供給確保支援機構の指定 ・同機構による安定供給のための支援 ・国による基本指針（お米白書）の策定 等
○自主流通米価格形成センター ・入札による取引 ・売買取引参加資格者は食糧法に規定する登録業者 等	○米穀価格形成センター ・入札取引以外の取引も可能 ・売買取引参加資格者の拡大 等
○表示・検査制度 ・農産物検査の受検義務	○表示・検査制度の再編成 ・米穀の農産物検査は任意受検 ・精米表示に関する業界ガイドラインの作成
○原則として計画流通米を対象とした不測時措置 ・備蓄制度（随時契約による硬直的な価格での政府米の買入れ・売渡し） ・業者登録制度	○米全体を対象とした不測時措置 ・備蓄制度（入札方式を基本とした政府米の買入れ・売渡し） ・業者届出制度

新たな米流通制度の概要

米流通の現状を踏まえ、米の流通制度については、必要最小限の規制の下で安定供給を図ることとし、需給ひっ迫の不測時を除けば、生産者が消費者ニーズに応じて創意工夫を活かした生産・販売を行うことを含め、流通業者による多様な販売活動の舞台を提供することを基本に、新たな安定供給体制を構築しました。

具体的には、計画流通制度を廃止し、①米穀安定供給確保支援機構による安定供給のための自主的な取組に対する支援、②客観的な需給情報の提供を行うとともに、③公正・中立な米の取引の場の整備、④消費者の信頼を回復させるための表示・検査制度の再編成、⑤不測時における米の供給確保体制の構築等を行いました。

新たな流通制度の下では、民間流通米において、今までのような「計画流通米」と計画外流通米」という制度上の区別がなくなり、制度上は、「民間流通米」と備蓄米として売買される「政府米」との区別のみとなりました。

また、これまでの自主流通米では、販売先が特定されていましたが、今後は、こうした流通ルートに関する制約がなくなるため、米の流通において多様な結び付きが展開され、米穀安定供給確保支援機構による安定供給のための自主的な取組に対する支援と相まって、より消費者のニーズに応じた米が、安定的に供給されることが期待されます。

1 安定供給のための自主的な取組に対する支援

計画流通制度を廃止しても、価格の短期間における急激な変動等により安定的な通年流通に支障が生じないように、民間事業者の安定供給に向けた自主的な取組みに対して、債務保証などの支援を行う「米穀安定供給確保支援機構」以下「米穀機構」という。)を設立し、安定供給に資する取引形態が流通の核となるよう支援します。

2 客観的な需給情報の提供

米を生産する農業者や産地が、自らの販売計画を立てることによって、需要に応じた米生産を行えるよう、可能な限り客観的なデータに基づく米の需要予測を行い、これを含む需給情報として米に関する「基本指針」(いわゆる「お米白書」)を、年に3回(7月、11月、3月)、策定して公表します。

3 公正・中立な米取引の場の整備

需給実勢を的確に反映した透明性のある米の価格形成が行われるよう、全国米穀取引・価格形成センター」以下「ロメ価格センター」という。)を「米穀価格形成センター」として指定し、他の取引の目安となるような公正・中立な取引の場として育成・拡充していくため、入札取引以外の取引も可能とし、取引に参加できる者の拡大等を行いました。

4 表示・検査制度の再編成

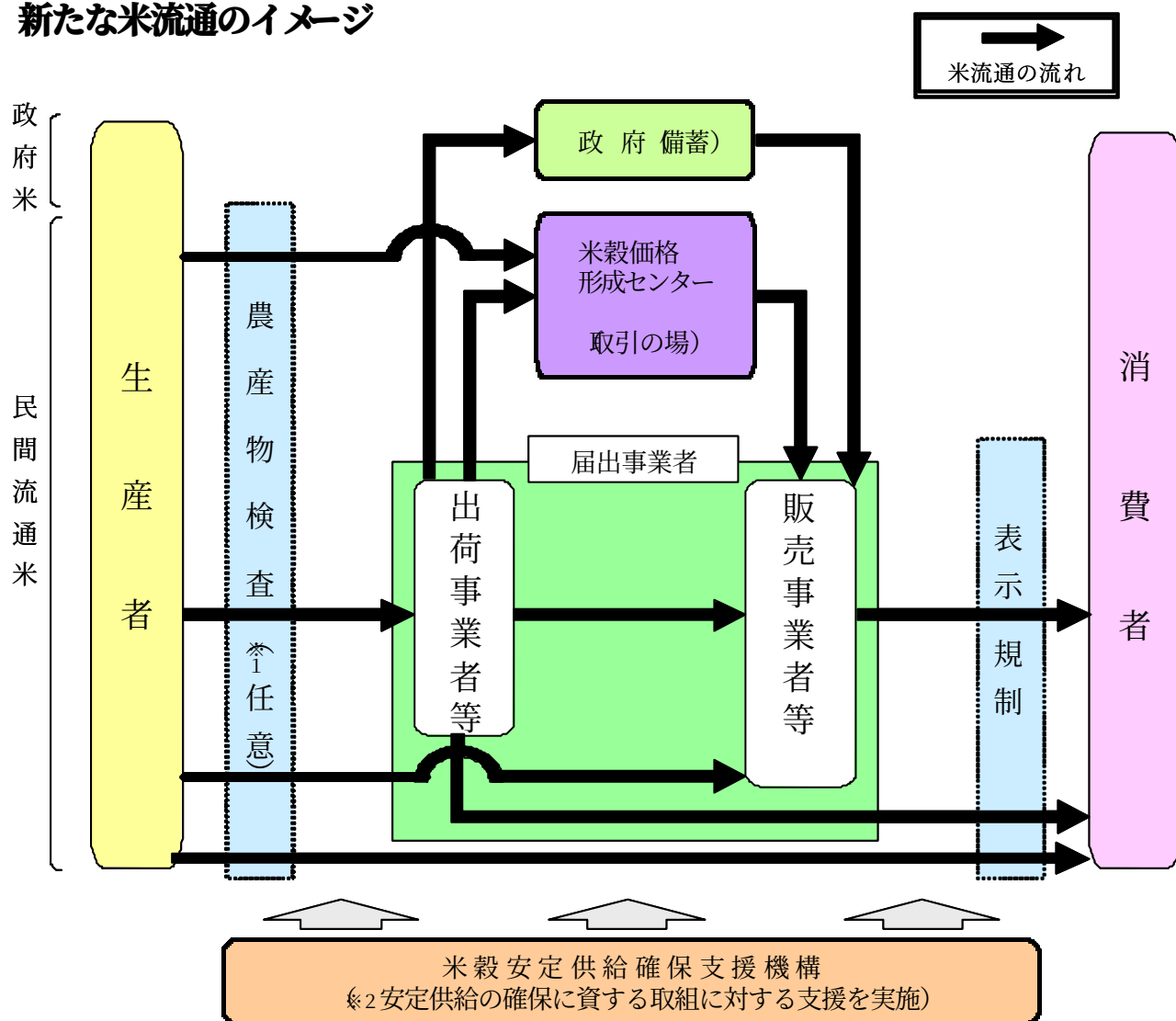
農産物検査の受検については、任意とするものの、受検機会の拡大や検査証明の信頼性向上のための取組を行います。また、消費者にとって分かりやすい表示が行われるよう、表示欄の位置、無洗米、精米の品位についてガイドラインを業界とともに作成しました。

また、バーコードなどを利用して、生産者名、生産・流通の履歴が確認できるトレーサビリティシステムの導入を支援します。

5 不測時における米の供給確保体制の構築

凶作等、米が不足するときにも米の安定供給を図るため、国が備蓄を行います。さらに、著しい需給ひっ迫の不測時には、国民に対する安定供給を図るため、流通業者や生産者による買い占め、売り惜しみなどを防止するための措置を講じます。この前提として、流通業者を届出制とするなど、流通の実態を平常時から把握し得る仕組みとしました。

新たな米流通のイメージ



注) 計画流通制度を廃止し、米流通に関する規制については、表示規制等必要最小限のものとした。

※1 農産物検査は任意であるが、検査を受検したものでなければ、産地・産年・品種の表示をすることができない。

※2 米穀安定供給確保支援機構は、安定供給に向けた民間事業等の自主的な取組に対して、債務保証や流通助成などによる支援を実施する。

用語解説、補足説明事項等

★ 計画流通制度とは？

これまでの計画流通制度は、「計画流通米」(自主流通米・政府米)について、政府の定める基本計画に基づいて、流通ルートの特典などの一定の規制を行うことにより、消費者の必要とする米の大部分が1年を通じて安定的に供給されることをねらいとした制度でした。

同制度においては、計画流通米のうち、「自主流通計画」に基づいて、生産者や生産者団体が国を通さずに売買し、流通させる「自主流通米」を米流通の主体とし、政府米については、円滑な備蓄運営を図るために政府が米を買い入れることとされていました。一方、農家直販等により、生産者が自由に販売し、計画外で流通する米についても、数量を届け出ることを条件に、「計画外流通米」として認められていました。

このように、「計画流通米」と「計画外流通米」の2つがありました。

★ 計画流通制度の問題点は何ですか？

制度発足時、大部分を占めるものと思われていた「計画流通米」については、そのシェアが流通量の7割弱、生産量の5割弱まで低下しました。他方、農家直販などに限定されるため米全体の流通量において、それ程多くならないと想定されていた「計画外流通米」は、制約のある計画流通米に比べ、自由な流通ができること等により、シェアが上昇しました。

安定供給を担うとされていた「計画流通米」のシェアの低下によっても、平常時には、消費者への米の安定供給の面で、特に支障を来しているわけではありません。したがって、これまでの計画流通制度は、形骸化していたと考えられます。

また、同制度においては、計画流通制度により規制を受けている者が、多様化する消費者ニーズに十分応えられなくなっている面がありました。他方、計画外流通を主体とする規制を受けていない者の中には、不正表示や品質などの面で市場の混乱要因となった例も見られるなど問題が生じていました。

★ 計画外流通米は今後どのようなようになるのですか？

今回の流通制度の見直しでは、計画流通制度が廃止されることから、これまでのような「計画外流通米」と「計画流通米」の制度上の区分はなくなりました。他方、米を業として取り扱う業者(20トン以上)は、すべて届出の対象となります。

したがって、今後はそうした区分とは関係なく、産地指定、契約栽培等により、産地と消費地との結び付きを強め安定的な供給を行うことに加えて、適正表示、トレーサビリティ等により、消費者の信頼を確保できるか否かが、消費者ニーズに的確に応えていく上での課題になると思われます。

2. 米の安定供給に対する支援

(1) 米穀安定供給確保支援機構の指定

制度の変更点

これまでの計画流通制度が形骸化し、さらに同制度に基づく規制の多い多段階流通が、多様化する消費者ニーズに応えきれない状況となっていました。このため、同制度を廃止し、民間事業者による安定供給に資する自主的な取組を支援することで、米の安定供給を確保することとしました。そして、このような支援を行うことを目的とした、「米穀安定供給確保支援機構」(以下「米穀機構」という。)が設立され、平成16年4月に、改正食糧法に基づき、農林水産大臣が指定しました。

この米穀機構については、将来にわたって米産業の発展と安定供給の確保が図られるよう、改正食糧法に規定された集荷円滑化及び債務保証に係る業務のみならず、より幅広く米の安定供給に関する業務を行う組織として、これまで、債務保証を行ってきた(社)全国食糧信用協会(以下「食信協」という。))を母体として、もち米の安定供給事業を実施してきた(社)全国米麦改良協会、消費拡大事業等を実施してきた(財)全国米穀協会の組織と業務の再編・統合によって、設立されました。

また、計画流通制度が廃止され、これに基づく自主流通法人制度についても廃止されましたが、これまで自主流通法人が担ってきた生産者に対する情報提供や安定供給に資する米取引に対する助成に関する業務といった米の安定供給のための公益的機能についても、米穀機構が引き継ぎます。

米穀機構が行う支援の概要

米穀機構は、改正食糧法第9条に基づき、

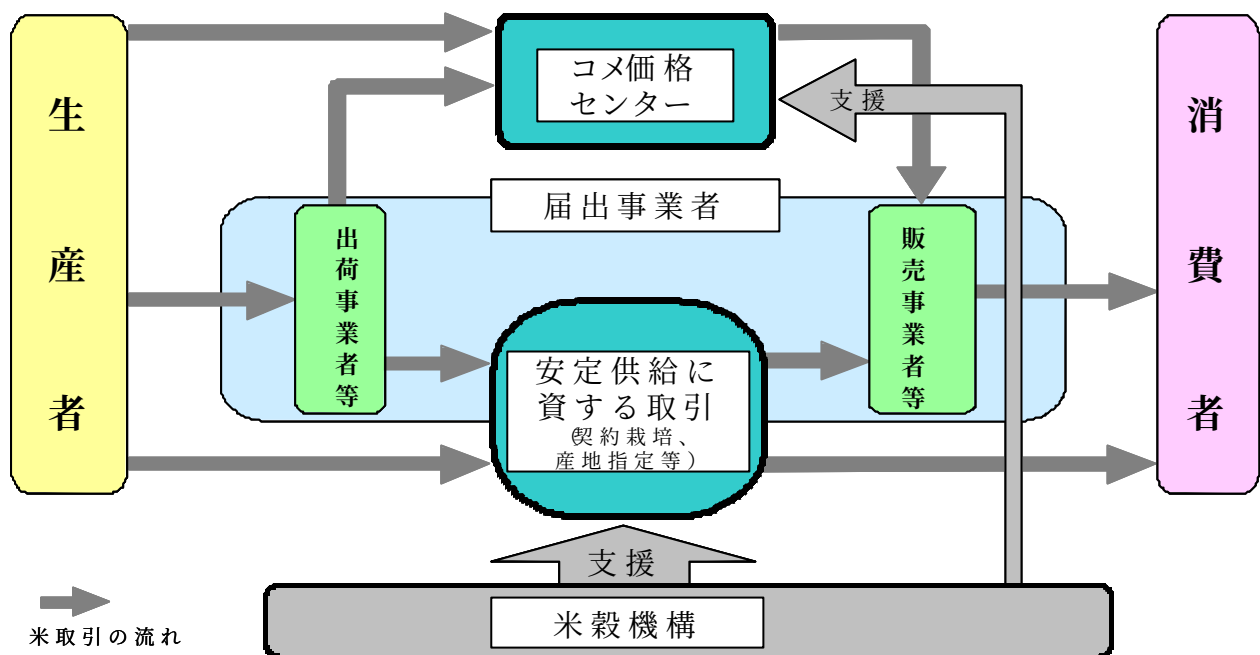
- ① 集荷円滑化事業
- ② 債務保証事業

を行うだけでなく、今後予想される米流通の変化に対応するため、従来、自主流通法人が実施してきた

- ③ 生産者への情報提供
- ④ 安定供給に資する米取引に対する助成に関する業務

等を行うほか、もち米の安定供給事業、米の消費拡大事業等米穀の需給及び価格の安定に供する業務を幅広く行うこととしました。

米穀機構が行う安定供給に資する取引に対する支援のイメージ



※ 平常時における政策支援の対象となる標準的な流れのみ記載

用語解説、補足説明事項等

★ 米穀機構は具体的にどのような支援を行うのですか？

○ 集荷円滑化事業

- ・ 農協等が豊作による過剰米を主食用米等とは区分して保管し、市場から隔離する取組に対して、短期融資や助成を行います。
- ・ 短期融資の返済として、米穀機構に引き渡された豊作による過剰米を活用して、米の新規需要の開拓等を行います。

○ 債務保証事業

- ・ 米の売買取引における販売事業者の買受代金に関する債務及び同事業者が販売業務を行うために必要な運転資金等につき保証を行います。
- ・ その際、新たな流通制度に合わせて、これまで食信協が行ってきた債務保証を、利用できる者をより拡大します。

○ 流通助成

- ・ 平成17年度以降、県外の消費地に販売される産地米について、その安定的な供給を確保するための自主的な取組（安定的な長期契約等）及び計画的な「米穀価格形成センター」への上場に対し、国が助成することが検討されています。この助成の対象となる取組のために出荷団体等が造成した資金の管理、事業の執行の適正化を担保するため、事業の内容等を審査する第三者委員会の運営を米穀機構が行うことを予定しています。

○ **もち米需給安定支援対策事業**

- ・ 作柄や需要のわずかな変動により、需給の不均衡を生じやすいもち米の特性を踏まえ、もち米の需給の安定を図るため、供給過剰時の対策等を行うもち米需給安定支援対策事業を実施します。

○ **米消費拡大事業**

- ・ 医学・栄養学等の専門家と連携した普及事業やテレビ等の広報媒体を活用した普及事業、他団体と連携した普及事業などにより、米の消費拡大を促進します。
- ・ 16年度のテレビを活用した普及事業では、農林水産省、全国農業協同組合中央会と共同して、「小倉智昭・柴田理恵のいまどき！ごはん」を放送します。

○ **情報提供事業**

- ・ これまで、自主流通法人等が主催し、生産者に対して情報提供を行ってきた「米の需給・価格情報に関する委員会」に代わり、今後は米穀機構が生産者に対して米の需給情報を提供します。
- ・ また、消費者や流通業者に対しては、米をめぐる生産から消費に至る様々な情報をホームページを通じて提供します。

② 豊作による過剰米に対する集荷円滑化事業

制度の変更点

現 行

これまでの主な過剰米処理は、

- ① 豊作による過剰米が発生した後にどのような取組を行うのかを決めることとしていたことから、市場に対してアナウンス効果の低いものとなっていました。
- ② また、豊作による過剰米も主食用のお米と区別なく、同じ価格で集荷していることから、生産者は農協等に出荷してしまえば、それが過剰米であっても売れたと思ってしまい需要に応じた生産につながらないという問題がありました。
- ③ さらに、主食用の高い価格で集めた豊作による過剰米をもっとも安い用途である配合飼料用(約960円／60kg程度)として処理していました。

新 制 度

このため、新たな制度においては、

- ① 過剰米の処理に関するルールをあらかじめ決め、豊作により需要を上回って生産された過剰米が発生した場合は、出来秋の段階で生産者が豊作による過剰米を主食用のお米と区分して出荷することにより、市場に対するアナウンス効果を高めることとしています。
- ② また、その区分出荷を促すため、生産者に無利子の短期融資を行うこととしています。その単価については、過剰米の価値に見合ったものとし、生産者に対して過剰の状況が伝達されやすい仕組みとします。

新制度の概要

主食用のお米と区分して出荷した豊作による過剰米に対して、その過剰米の価値に見合った短期融資（無利子）を行い、市場から供給過剰のお米を隔離する取組を促すことにより、需要に応じた売れる米づくりと米価下落の防止を実現します。

融資の返済は、担保となっている過剰米の引き渡しで行うことも可能とし、返済がお米で行われた場合は米穀機構が新規加工用途等に販売することによりお米の新規需要の開拓につなげることとしています。

1. 短期融資原資の造成

この事業の実施主体である米穀機構は、生産者からの拠出金と国からの無利子貸付により、短期融資の原資を造成します。

2. 短期融資等の実施

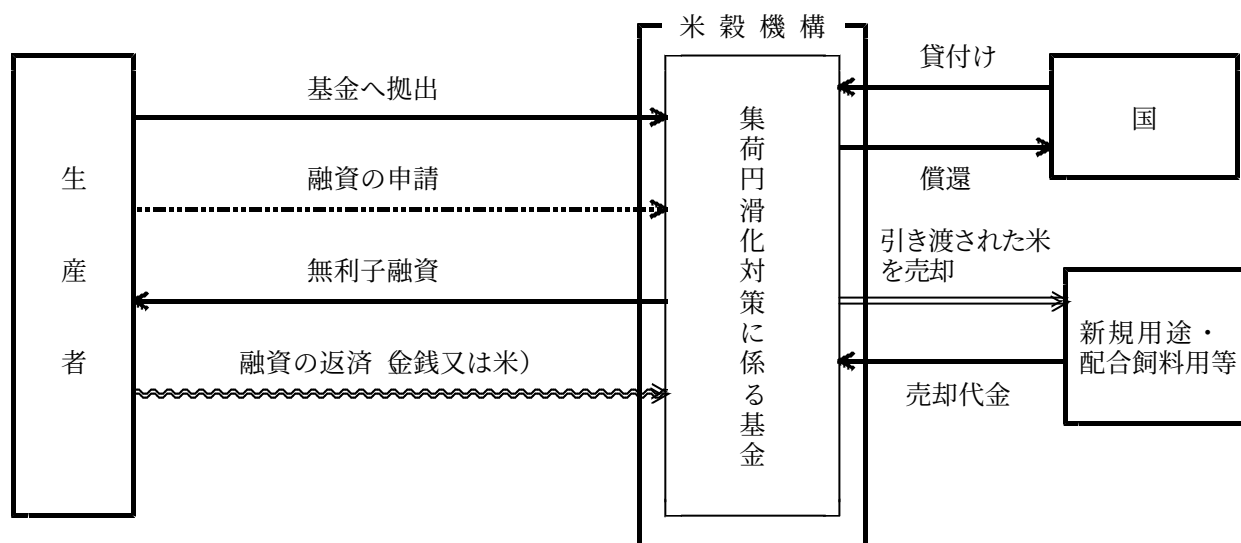
豊作による過剰米が発生した場合、生産者がその豊作による過剰米を主食用として販売するお米とは区分して農協等に出荷して、農協等がそのお米を市場から隔離する取組等を実施すれば、米穀機構は生産者に対して単価3,000円／60kg（平成16年産）の短期融資を実施します。

3. 融資の返済

融資の返済は、金銭によるほか、融資を受けた豊作による過剰米の引き渡しによることも可能です。

引き渡された豊作による過剰米については、融資単価である3,000円／60kgを回収できるように、コメ粉パン原料用等の新規用途への販売を行い、お米の新規需要の開拓につなげることをとしています。

短期融資の概要 図説)



用語解説、補足説明事項等

★ 配合飼料用処理とは？

配合飼料とは豚や鶏等を飼育するためのエサでトウモロコシ、コウリャン等複数の穀物等を混ぜてエサとしています。これまで豊作による過剰米が発生した場合、コウリャンの代わりにお米を使うことで過剰米を処理していました。

(3) 米の販売事業者に対する債務保証事業

債務保証事業の概要

米の一般的な売買取引においては、出荷事業者等と販売事業者の間で米の売買が行われますが、売買取引が決まり請求書が発行されてから、買受代金が授受されるまでの間、買い受ける側に債務が発生します。

また、米の取引は、一度に行われる取引額が大きいことから、買い受ける側は多額の運転資金を必要とするので、資金が手元に潤沢にない場合には、この運転資金を確保するため、金融機関から融資を受けることになります。

したがって、米の安定的な供給を維持するためには、販売事業者が出荷事業者等から買い受ける米の代金及び同事業者が販売業務を行うために必要な運転資金等について、債務保証を行うことが必要となっています。

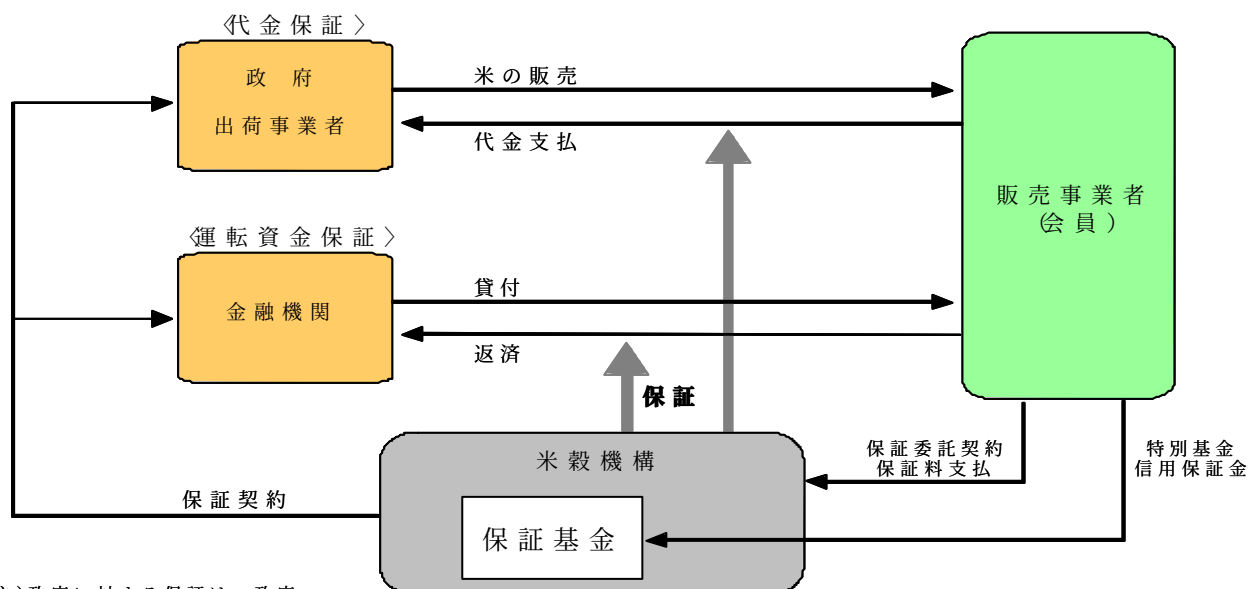
債務保証が利用できることで、販売事業者は、現金で前払いせずに米を買い受けることができ、また、出荷事業者や生産者は、販売事業者が倒産等により代金の支払いができなくなっても、代わりに支払代金を支払ってもらえることとなり、米の流通が円滑に、かつ着実に行われることになります。

米穀機構では、このような債務保証を、米の安定供給を確保するための重要な支援として位置付け、実施することとしています。

なお、これまでは、食信協が、この債務保証を行ってきましたが、今後は、新たな流通制度に合わせて、これまで食信協が行ってきた債務保証を利用できる者を、より拡大します。

また、これまで食信協の債務保証を受けてきた販売事業者に対しては、平成16年4月以降も同様の保証が行われます。

債務保証の具体的なイメージ



(注) 政府に対する保証は、政府・販売事業者・米穀機構の三者間の連帯保証契約による。

用語解説、補足説明事項等

★ 米の取引形態は、具体的にどのようなものがありますか？

今後、考えられる主な民間流通米の取引形態としては、以下のような取引が考えられます。

- ① 価格形成の場であり、現物取引の場でもある米穀価格形成センターにおける売買取引
- ② 米穀価格形成センター以外で、売り手と買い手が、それぞれ個々に取引条件を決めて取引を行う相対取引
- ③ インターネットやパンフレット等を用いて、売り手が消費者に対して直接販売する取引

★ 買受代金に対する債務保証とは、どのようなものですか？

買受先毎にあらかじめ一定の保証極度額、保証期間を定め、その範囲内において反復継続して発生する買受代金債務についての保証です。

買い手が保証を受けるにあたっては、米穀機構に会員として入会し、入会金の提出及び特別基金の積み立て等を行うことが必要となります。

経過措置

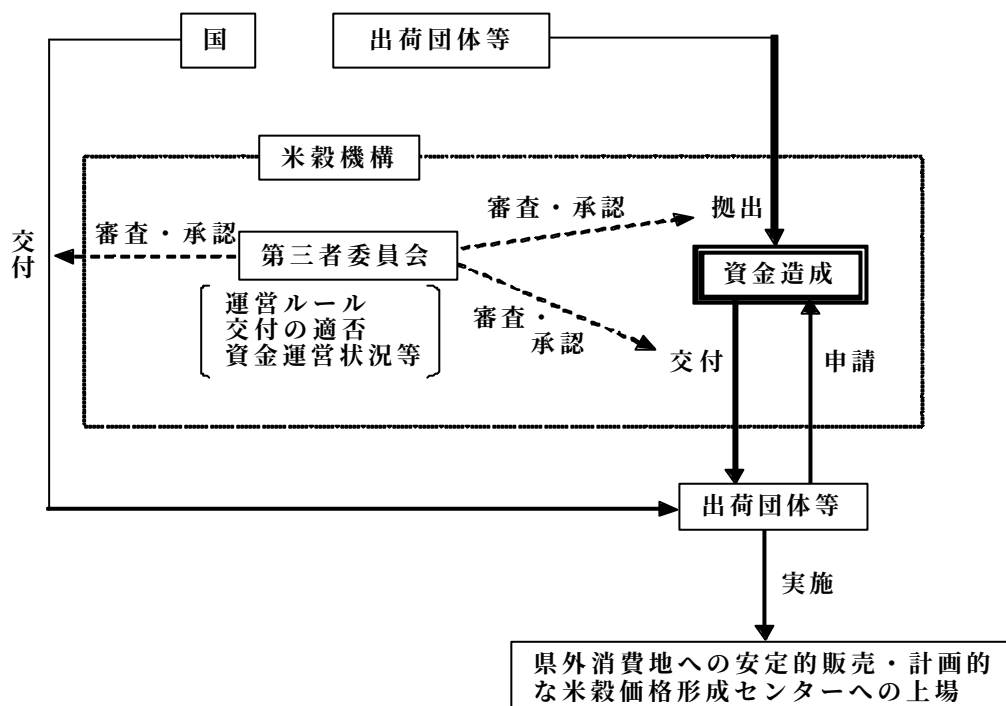
平成16年度については、自主流通制度廃止前に認可された自主流通計画に基づく15年産自主流通米が助成対象となります。

平成17年度以降の流通助成の概要

平成16年4月以降、計画流通制度は廃止され、米の流通は市場に委ねられることになります。

これに伴い、16年産以降の米に対する流通助成（17年度以降）については、特に消費者への米の安定供給の確保に主眼を置き、県外の消費地に販売される産地米について、その安定的な供給を確保するための自主的な取組（安定的な長期契約等）及び計画的な米穀価格形成センターへの上場に対して、金利・保管料の助成を行うことを検討しています。

その際、①助成の対象となる取組のために出荷団体等が造成した資金の管理、②事業の執行の適正化を担保するために事業の内容等を審査する第三者委員会の運営については、新たに指定された米穀機構が行うことを予定しています。



用語解説、補足説明事項等

★ 助成の対象となる金利・保管料等とは？

例えば、平成16年度の流通助成においては、対象となる取組を行うことで発生する15年産自主流通米の仮渡金（集荷時に生産者が販売を委託する出荷団体から支払われる一時金）の販売時までの借入金利と対象となる米を集荷してから販売するまでの間の保管に要する経費（倉庫保管料、運送費）が助成の対象となります。

★ **第三者委員会とは？**

流通助成の実施に当たっては、事業の実効性を確保するため、7人の有識者等の第三者を構成委員とする全国資金運営委員会により、取組の運営ルール、資金交付の適否、資金運営状況等の審査を行っており、この委員会を第三者委員会と称しています。

★ **安定的な長期契約等とは？**

平成16年産米に対する流通助成においては、その対象米穀を出荷団体等と販売事業者等との間で、事前年間取引等の安定的な契約を締結し、それに基づいて販売された米穀等とすることを予定しています。

★ **調整保管とは？**

米穀の生産量の増大による供給の過剰に対応して、過剰相当分の米穀を在庫として保有し、市場から隔離することにより価格の安定を図る取組のことであり、平成16年産米以降は、こうした調整保管の機能は集荷円滑化事業に引き継がれることとなり、調整保管という仕組みは行われなくなります。

3. 客観的な需給情報の提供（基本指針）

変更点（基本計画から基本指針へ）

これまでの計画流通制度は、国が策定する米に関する「基本計画」や、これに基づく「自主流通計画」に従って、自主流通米等を計画的に供給することで、消費者に対する安定供給を確保することを目的としていました。

新たな流通制度の下では、必要最小限の規制の下で安定供給を図ることとされ、計画流通制度が廃止されるとともに、「基本計画」についても廃止されました。

今後、国は、米の生産者や産地が、自らが販売戦略の一環として、需要に応じた米生産が行えるよう、この「基本計画」に代わって、可能な限り客観的なデータに基づく米の需要予測を含む需給情報として、米に関する「基本指針」を策定して公表します。

この「基本指針」は、従来の「基本計画」とは異なり、民間事業者による自由な販売活動を前提とした行動指針というべき性格のものであり、生産者の営農の指針であるだけでなく、米の安定供給のための関係者の取組が適切に行われるよう、必要な情報を国が節目節目に提供するものです。

基本指針の概要

基本指針は、「動向編」、「需給見通し編」、「国の方針編」の3編からなり、それぞれ以下のような内容となっています。

動向編』…………… 中長期、直近の米の需給や輸入の動向

需給見通し編』… 6月末在庫をベースとした米の需要予測及びこれに基づく生産目標数量

国の方針編』……… 米政策に関する国の考え方、当面の方針、備蓄運営方針等

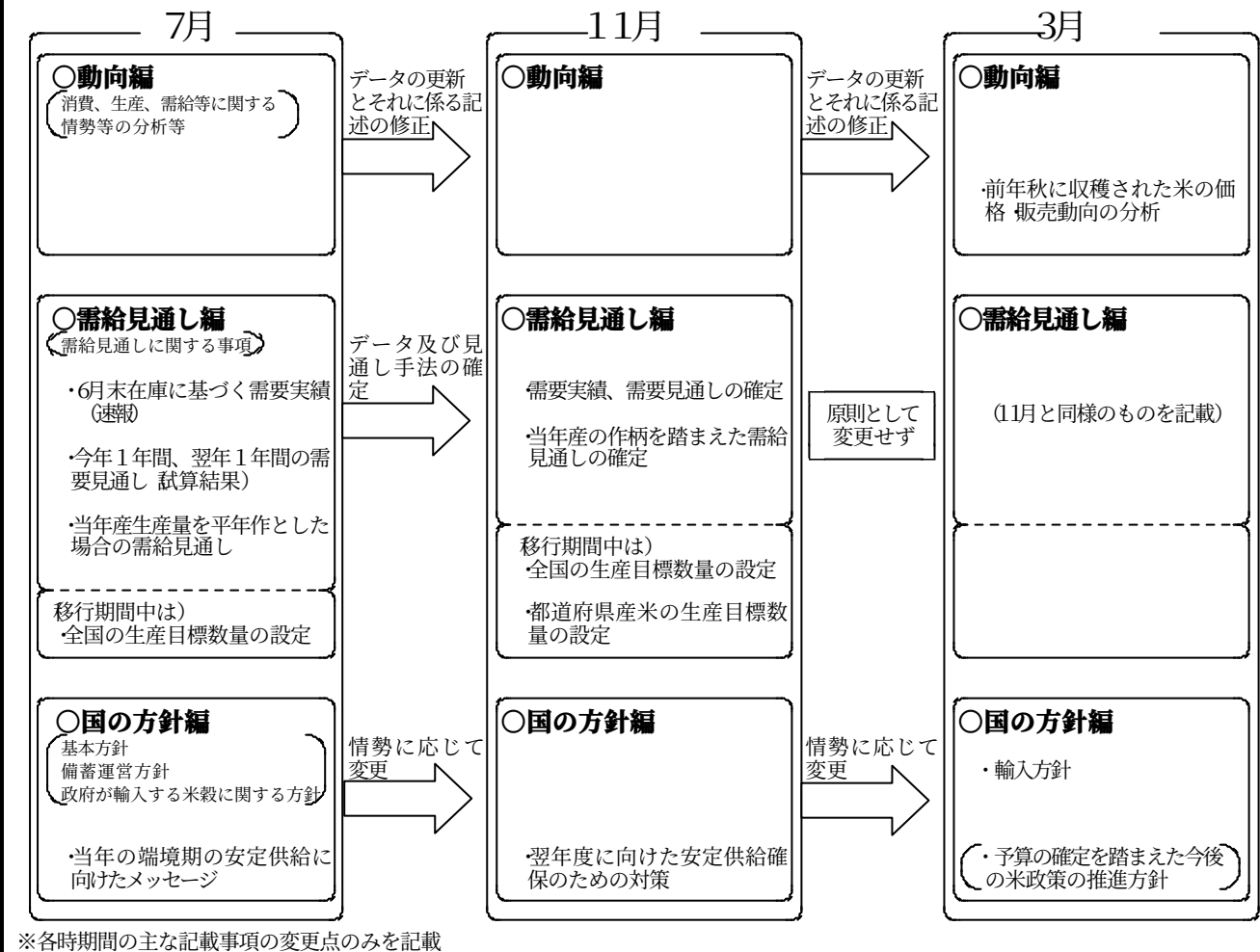
これら3編はそれぞれ、①「需給見通し編」の背景を説明するものが「動向編」、②「動向編」や「需給見通し編」の内容を踏まえて、今後、国が行うことをまとめたものが「国の方針編」という関係にあります。

また、これらの情報が読む人に正しく伝わるようにするために、「基本指針」を見れば、今の米の需給に関する動向がひととおり把握できるよう、いわゆる「お米白書」をイメージしたできるだけ分かりやすいものとするにとされました。

また、刻々と変化する米の需給事情については、タイムリーに伝えることが必要ですので、これまで年1回策定・公表してきた「基本計画」とは異なり、「基本指針」については、年3回策定・公表することとされました。

このため、国は、「食料・農業・農村政策審議会」の下に設置された「食糧部会」の助言を得て、透明な手続きの下、可能な限り客観的なデータに基づき、「基本指針」を策定し、節目となる7月、11月、3月に、これを公表します（既に平成15年度に3回策定・公表しました）。

基本指針の時期別イメージ



用語解説、補足説明事項等

★ 米に関する「基本計画」とは？

米に関する「基本計画」は、生産者の営農の指針として、また、消費者・流通関係業者にとってのガイドラインとして、これまで、毎年3月に策定・公表されてきました。

その内容は以下のとおりであり、米に関する「基本指針」のような詳細な需給情報は含まれていませんでした。

- ① 米の需給及び価格の安定に関する国の方針
 - ② 米の需給見通し及び米の生産の目標その他生産調整に関する事項
 - ③ 備蓄の目標数量及び備蓄運営方針
 - ④ 計画出荷数量、計画流通数量等
- 等

★ 需要予測の役割は？

今後の需給調整については、消費者重視・市場重視の考え方の下に、生産者・生産者団体が市場を通じて需要の動向を敏感に把握し、主体的経営判断により、国が策定した需要見通しや前年の販売実績等を基にして来年の米の生産量を決めていくというシステムに転換していくことになっています。

こうした状況の下で、今後の米の需要見通し（需要予測）については、安定供給のための関係者の取組や国の施策が機動的に実施されるよう、可能な限り客観的なデータに基づき、毎年7月に策定し、データが確定することを受けて11月に改定します。

国が以上のような需要見通しを策定することは、生産者・生産者団体が米の生産量について主体的な判断を行ったり、国や米の流通関係者が安定供給のための取組を機動的に行うのに必要な判断材料を提供することになるものと考えています。

★ 食糧部会とは？

正式には「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会」といい、農林水産大臣の諮問機関として位置付けられています。

「食糧部会」は、米や麦の需給及び価格の安定と米や麦を原料とした飲食料品の安定供給の確保に関する施策について調査審議を行うことを役割としています。

4. 公正・中立な米取引の場の整備

制度の変更点

新たな流通制度の下では、様々な需要に即した多様な取引の実態を反映した価格が形成され、その価格が他の取引の目安ともなるような公正・中立な取引の場を育成・拡充する必要があります。このため、これまで自主流通米の価格形成の場であった自主流通米価格形成センターを改組し、中核的な取引の場として、単なる価格形成の場から多様な取引を行う場として整備しました。

具体的には、

- ① 計画流通制度の廃止に伴い、これまでの「自主流通米価格形成センター」の名称を「全国米穀取引・価格形成センター」以下「コメ価格センター」という）に変更し、同法人を「米穀価格形成センター」として指定しました。
- ② 入札取引に限定した規定を改め、業務規程で定める取引（日常的取引※用語解説参照）も行うことができるようになりました。
- ③ これまでの食糧法に基づく登録業者に限った取引参加資格の規定を見直し、一定の資力信用等を有する者であれば取引参加を可能とすることで、多くの方が売買取引に参加することができるようになりました。

新旧比較

	旧	新
取引参加資格	・食糧法に基づく登録出荷取扱業者又は登録販売業者	・改正食糧法に基づく届出事業者又は実需者 ・原則として 過去3年間の決済が債務超過となっていない者 ・最近1年において、 10玄米トン以上の米穀の取扱実績を有する者 等
取引方法	・入札取引 ・入札取引に附帯する取引（早期米取引、高品質米取引等）	・基本取引（これまでの入札取引と同じ取引） ・基本取引に準じる取引（一時的な上場に対応した取引） ・日常的取引（日々の需給変動に対応した取引）
上場計画の提出	・一定以上の集荷数量の産地品種銘柄を対象に義務上場 ・制度として年間上場計画を提出 ・1回当たり200トン以上の上場	・義務上場制の廃止 ・自主的ルールとして出来秋に年間上場計画を提出 （出来秋に計画を提出しなかった者でも一定条件の下で上場を受付） ・1回当たり200トン未満（3車以上）での上場も可能
希望価格の上限価格	・希望価格の上限価格を設定	・希望価格の上限価格を廃止（16年産から実施）
公正な取引確保	・未措置 ・未措置 ・入札取引当日に取引監視委員会を開催	・不公正な取引等の事例を取引関係者に周知 ・取引参加者からの通報等による情報収集 ・入札取引当日以外に定期的な取引監視委員会の実施
代金決済	・自主流通法人子会社が実施	・これまでの代金決済機関に加え、 コメ価格センター自らも実施

コメ価格センターで行われる売買取引の概要

1 取引参加者

一定の資力信用等を有する生産者・出荷事業者・販売事業者及び実需者等の取引参加が可能です。

2 取引方法

以下に示す売買取引を実施します。

- ・基本取引・年間を通じて安定的に上場される米穀を対象に定期的な実施される入札取引
- ・基本取引に準じる取引・新規に上場する銘柄の評価など一時的な上場等に対応して定期的な実施される入札取引
- ・日常的取引・インターネット等を用いて日常的に実施される取引

3 年間上場計画の提出

義務上場制を廃止し、自主的なルールとして、売り手が出来秋に年間上場計画をコメ価格センターに提出することにより、買い手が計画的に米を買えるようにしました（ただし、出来秋に計画を提出していない者であっても、上場しようとする日の1ヶ月前までに、それ以降の入札販売数量を提出すれば、基本取引への上場は可能となります）。

4 公正な取引の確保

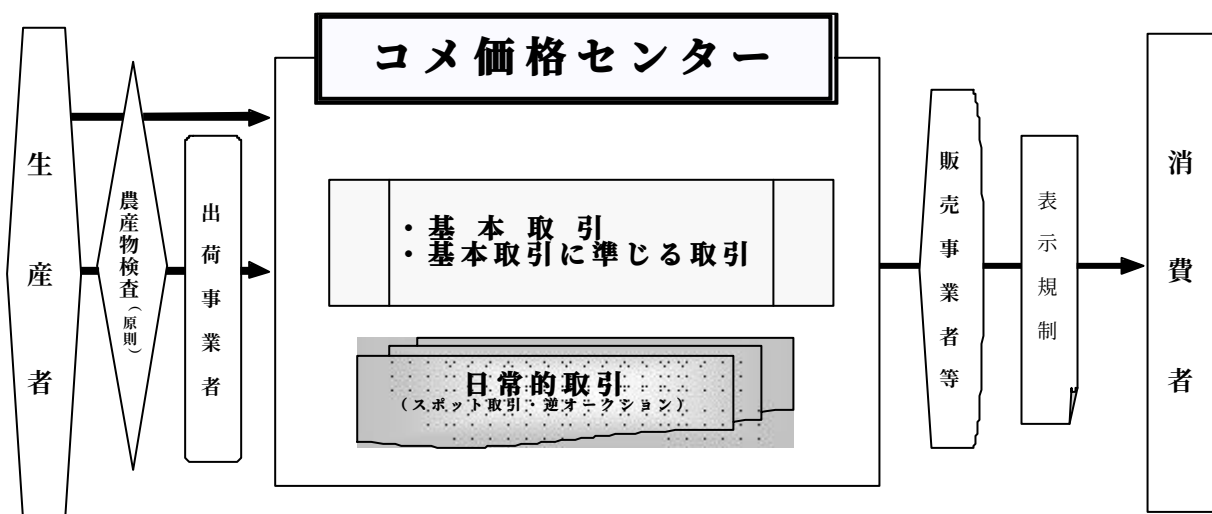
取引の公正性を確保するため、

- ・不公正な取引の事例を周知させます。
- ・取引参加者からの通報を受け付ける窓口の設置等により不公正な取引等に関する情報収集を行います。
- ・基本取引実施当日の取引監視委員会の開催以外に定期的取引監視委員会を実施します。

5 代金決済

新たな取引参加者の利便に資するよう、これまでの代金決済機関に加え、コメ価格センター自らも代金決済事務を実施します。

新たな米取引の場のイメージ



経過措置

- 希望価格の上限となる価格については、平成15年産取引の間はこれまでどおりとします。
- 平成15年産については、既に提出された年間上場計画により上場していただきます。

用語解説

★日常的取引（スポット取引・逆オークション）とは？

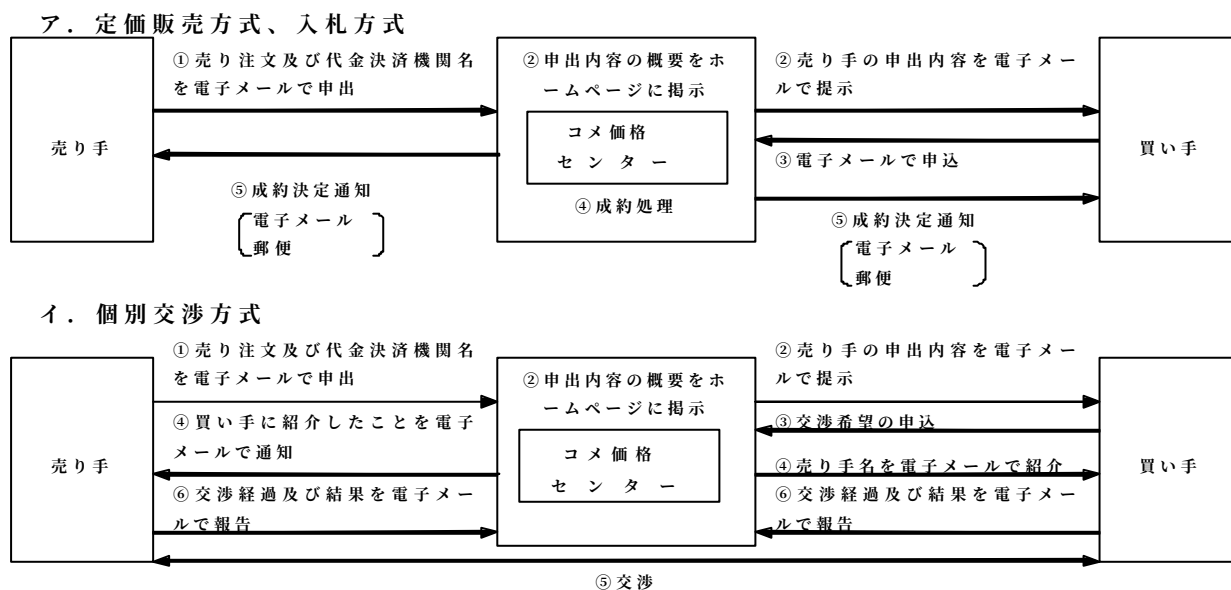
（スポット取引）

売り手が、需要の変化等に対応して、詳細な取引条件を提示し、買い手がすぐに必要な玉を手当てできる取引です。

（逆オークション）

一般のオークション（入札・せり）は、売り手側が商品を提示し、それに対して買い手が応札しますが、それとは逆に買い手が希望する購入条件（数量・価格・品質等）を提示し、それに対して売り手が応札し、買い手にとって最も好条件なものを応札した売り手が商品を販売する取引です。

- 日常的取引のイメージ（スポット取引の場合）



※ 逆オークションの場合は、以上と同様な方法で買い手が取引条件を提示することになります。

★取引監視委員会とは？

運営委員の中から選任された、中立的立場の関係者によって構成された委員会であり、コメ価格センターにおける売買取引の監視、その他コメ価格センターにおける公正な米穀の売買取引の確保のため、不公正な取引と確認された事案について必要な処分内容を議決する機関です。

★希望価格とは？

売り手が、これ以上の平均落札価格で売りたいと申し出た価格のことです。

5. 米の検査・表示制度の再編成

① 検査・表示制度の再編成の概要

概要

平成13年4月から、JAS法に基づき、国産米について、小売段階で産地、品種、産年が表示できるのは、生産段階で農産物検査を受け、証明を得たものに限られています。

この仕組みは、食糧法改正後も変わりませんが、農産物検査をより受けやすくし、また、検査証明の信頼性を向上させるための取組みを行います。

また、消費者にとって分かりやすい表示が行われるよう、精米表示に関する業界ガイドラインを作成しました。

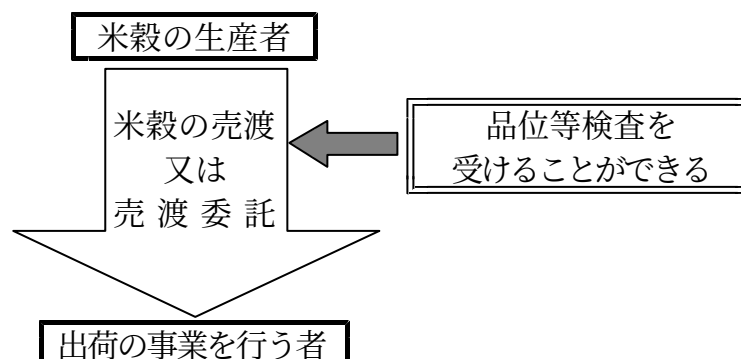
② 農産物検査制度の見直し

制度の変更点

- ① 従来、「計画流通米」については、農産物検査の受検義務がありましたが、計画流通制度の廃止に伴い、すべての米穀について任意検査になりました。
- ② 農産物検査員の技能の維持・向上を図るための研修を強化しました。
- ③ 農産物検査の産年証明を信頼性向上の観点から、証明できる期間を限定しました。
- ④ 検査証明が付された米袋の不正使用の防止や低コスト化等の観点から包装規格を新たに追加しました。
- ⑤ 農産物検査の受検機会を拡大する観点から登録検査機関による受検場所を登録制から届出制に弾力化しました。

農産物検査の任意化の概要

- 生産者が生産した米穀についての農産物検査法に基づく品位等の検査は、希望する場合にのみ検査を受けることができる任意検査となります。



農産物の検査制度に係る見直しの概要

① 農産物検査員に対する研修の強化

- 登録検査機関及び農産物検査員が研修に参加できるよう、農政局、農政事務所で月 1 回以上の研修会を実施することとしました。
- 農産物の種類毎に、当該農産物の検査実施前に農産物検査員に対し、技能確認会を行い、農産物検査員として一定の水準を維持できるよう指導しています。

② 農産物検査産年証明期間の変更

- 保管状況等により、古米となった米穀の品質劣化の状況は異なり、具体的な産年の判別は困難であることから、米穀の年産証明については、収穫された産年の翌年10月31日までに検査請求があったもののみについて行うこととしました。

③ 農産物検査包装規格の新規設定

- 検査証明が付された玄米袋の不正使用の防止、施設での作業の合理化や低コスト化、消費者ニーズに応えるための受検の促進など、最近の米の流通実態に対応するため、
 - ? もみ、玄米、精米、大豆、小豆、いんげんでは、
従来の紙袋に比べ荷造りが簡易で開封が容易なイージーオープン袋（易開封性）紙袋を使用できるようにしました。
 - ? もみ、玄米では、
 - ・ 一度開封したら再利用できないポリエチレンフィルム袋を使用できるようにしました。
 - ・ 受検者の責任で、包装規格のない自由な包装（麻袋、樹脂袋、紙袋、ポリエチレンフィルム袋）を使用できるようにしました。
- ただし、袋の耐久性や破損について事前に取引契約の相手方と条件を定めておき、責任の所在を明確にしておく必要があります。

④ 農産物検査登録検査場所変更手続きの緩和

- 検査場所を登録事項から除外することにより、登録検査機関は生産者等受検者のニーズを踏まえつつ、それぞれの検査能力、検査効率等を勘案して、柔軟な検査場所の設定が可能となりました。

用語解説、補足説明事項等

★ 品位等検査等とは？

米穀の品質を産地品種銘柄毎に等級により区分するとともに、重さや包装を検査することを言います。

★ JAS法に基づき原料玄米の表示を行うためには何が必要ですか？

玄米及び精米(容器に入れ又は包装されたもの)を一般消費者に販売する場合、玄米及び精米の品質表示基準(平成12年 3月31日農林水産省告示第515号)に基づき、表示を行うことが必要です。この際、原料玄米の産地、品種及び産年（生産年）の表示を行うためには、国内産にあっては、農産物検査法による証明を用いることとなっています。

③ 米の表示の仕方の見直し（業界ガイドラインの導入等）

変更点

お米の表示については、消費者に分かりやすい表示が行われるよう、国の定める「玄米及び精米品質表示基準」に加えて、米穀公正取引推進協議会において、次の事項を内容とする業界の自主的ガイドラインが作成・導入されました。

- 1 消費者が小売段階で容易に確認できるように、精米表示の一括表示欄を表面に記載するようガイドライン化しました。
- 2 これまで統一的な基準がなかった無洗米について、品質基準をガイドライン化しました。
- 3 消費者が安定した品質のお米を購入できるよう精米の品位基準をガイドライン化しました。

精米表示に関連する業界ガイドラインの概要

お米の表示については、国の定める「玄米及び精米品質表示基準」等に従って行われていますが、消費者にとってより分かりやすい表示等が行われるよう、国の定める品質表示基準に加えて、米穀公正取引推進協議会において、次の事項を内容とする業界の自主的ガイドラインが作成・導入されました。

1 一括表示欄の表示位置の改善

消費者が店頭で容易に確認できるよう、一括表示欄を米袋の最も大きな文字で表示されている表示事項のある面と同一面に表記するようにしました。

2 無洗米の品質基準

無洗米の製造に当たっては、次の事項に留意することとされました。

(1) 品質基準

無洗米（うるち精米及びもち精米のうち、洗米せずに炊飯に供することを目的として特別に調製されたもの）の製造に当たっては、(2)の濁度測定方法による計測値を40ppm以下とするとともに、一般精米と同等の品質を確保する。

(2) 濁度測定方法

検査試料5グラム及び水温20℃の水道水400mlを容器に入れ、30秒間振った後（振幅40mm、1分間に150回）の溶液について、日本工業規格K0101（工業用水試験方法）に基づく透過光測定法又は積分球式光電光度法により測定を行う。

3 精米の品位基準

うるち精米を販売する場合（販売先が特に品位について条件を付した場合及び品位の程度を米袋等に表示して販売する場合を除く）には、品位基準に適合するものを販売することとされました。

この場合の「品位基準」は、土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入されていないこととするほか、次のとおりとします。

- ① 水分（105度乾燥法によるものをいう）は、16.0% 全量に対する重量比をいう。（以下同じ）以下とする。
- ② 粉状質粒 粒質が粉状又は半粉状の粒をいう）は、15%以下とする。
- ③ 被害粒 汚染し、又は損傷を受けた粒をいい、着色粒を含み、砕粒を除く。）は、2%以下とする。
- ④ 着色粒 粒面の全部又は一部が着色した粒をいい、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。）は、0.2%以下とする。
- ⑤ 砕粒 完全粒の3分の2から4分の1までの大きさの粒をいい、具体的には、針金25番線ふるい目の開き1.7ミリメートルのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさの粒をいう。）は、8%以下とする。
- ⑥ 異種穀粒（うるち精米以外の穀粒をいい、消費者の食用に供するため混入した穀粒を除く。）及び異物 穀粒以外のもの及び完全粒の4分の1未満の大きさの粒をいう。）は、0.1%以下とする。

用語解説、補足説明事項等

★ 玄米及び精米品質表示基準」とは？

JAS法（農林物資の規格化及び品質の適正化に関する法律）は、平成11年7月22日に改正され、一般消費者向けの全ての飲食料品に品質表示基準に基づく表示が義務付けられました。お米についても、「玄米及び精米品質表示基準」に基づいて、「名称」「原料玄米 産地、品種、産年及び使用割合」「内容量」「精米年月日」「販売者 氏名又は名称、住所及び電話番号）」を容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示することが義務付けられています。

★ 業界ガイドラインの位置付けは？

米穀公正取引推進協議会の構成員である米穀販売業者等は、米の表示については、JAS法に従い適正な表示を行っているところですが、今後、食糧法の改正等米穀業界を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消費者ニーズに応じた米穀の生産、流通、消費を確保するとともにその基礎となる消費者の適切な商品選択に資するため、「品質表示ガイドライン」を定め、米穀の表示のより一層の適正化に努めるために決定した自主基準です。

★ 米穀公正取引推進協議会とは？

財団法人日本穀物検定協会、財団法人全国米穀協会、社団法人日本精米工業会、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会、日本米穀小売商業組合連合会、日本チェーンストア協会、社団法人日本フードサービス協会、主婦連合会、全国地域婦人連絡協議会、株式会社神明マタイ、大和産業株式会社、弁護士、全国米穀販売事業協同組合を構成員とした任意の団体です。事務局は全国米穀販売事業協同組合に設置）

○ 玄米及び精米品質表示基準」(農林水産省告示)による一括表示欄の記載例

単一銘柄米)

精米、うるち精米、もち精米、玄米、又は胚芽精米と記載されています。

単一銘柄米の場合、農産物検査法による検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年及びその使用割合(100%)の記載が義務付けられています。

名 称	精米			
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	〇〇県	〇〇ヒカリ	〇〇年産	100%
内 容 量	〇〇kg			
精米年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
販 売 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇〇 (△△△)×××			

単一銘柄米以外の場合、複数原料米」等と記載することによりブレンド米であること、又は検査証明の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を表示しています。更に、国産品にあつては「国内産」と輸入品にあつては原産国名をその使用割合に併せて、表示することが義務付けられています。また、農産物検査法による検査証明を受けた原料玄米を使用している場合は、括弧を付して産地、品種及び産年の三つの項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができます。

単一銘柄米以外)

名 称	精米			
原 料 玄 米	産 地	品 種	産 年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			100%
	〔〇〇県 〇〇ヒカリ			60%〕
	××県 ××コマチ			40%〕
内 容 量	〇〇kg			
精米年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
販 売 者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL 〇〇〇 (△△△)×××			

内容重量がキログラム又はグラムで記載されています。

販売業者の名称、住所及び電話番号が記載されています。

玄米は調整した年月日。精米は、玄米を精白した年月日が記載されています。輸入品で調製 精米年月日が不明なものは、代わりに輸入年月日が記載されています。また、混合されたものは最も古い日付が記載されています。

④ トレーサビリティシステムの導入

制度の変更点

- 引き続き、米のトレーサビリティシステムの導入等を支援します。

トレーサビリティシステム導入の背景

BSEの発生や偽装表示事件などにより、消費者の食品に対する信頼が揺らぎ、生産・流通の履歴が明確にされた食品の供給への消費者の要望が高まっています。また、生産・流通・製造の各分野で食品の安全性確保対策の一層の充実が求められています。

このような中で消費者に食品の履歴に関する情報を積極的に提供し、消費者が安心して食品を購入できるようにし、食品事故が発生した場合にもその製品回収を容易にするとともに、食卓から産地まで顔の見える関係の構築にも資するトレーサビリティシステムの構築が必要とされています。

米についても、「米政策改革大綱」において、消費者の信頼性の回復の観点に立って、トレーサビリティシステムの導入等を実施するとされたところです。

トレーサビリティシステムの概要

- **実施主体** 民間団体（財団法人全国米穀協会）

- **システムの内容**

情報伝達の基盤となるEDⅡや最新のⅡの活用により、米の生産・栽培方法等の履歴、流通過程の情報を小売段階から生産段階まで遡及し得るようなトレーサビリティシステムを導入することとしています。

- **システム稼働開始時期** 平成16年3月

トレーサビリティシステムに対する国の支援

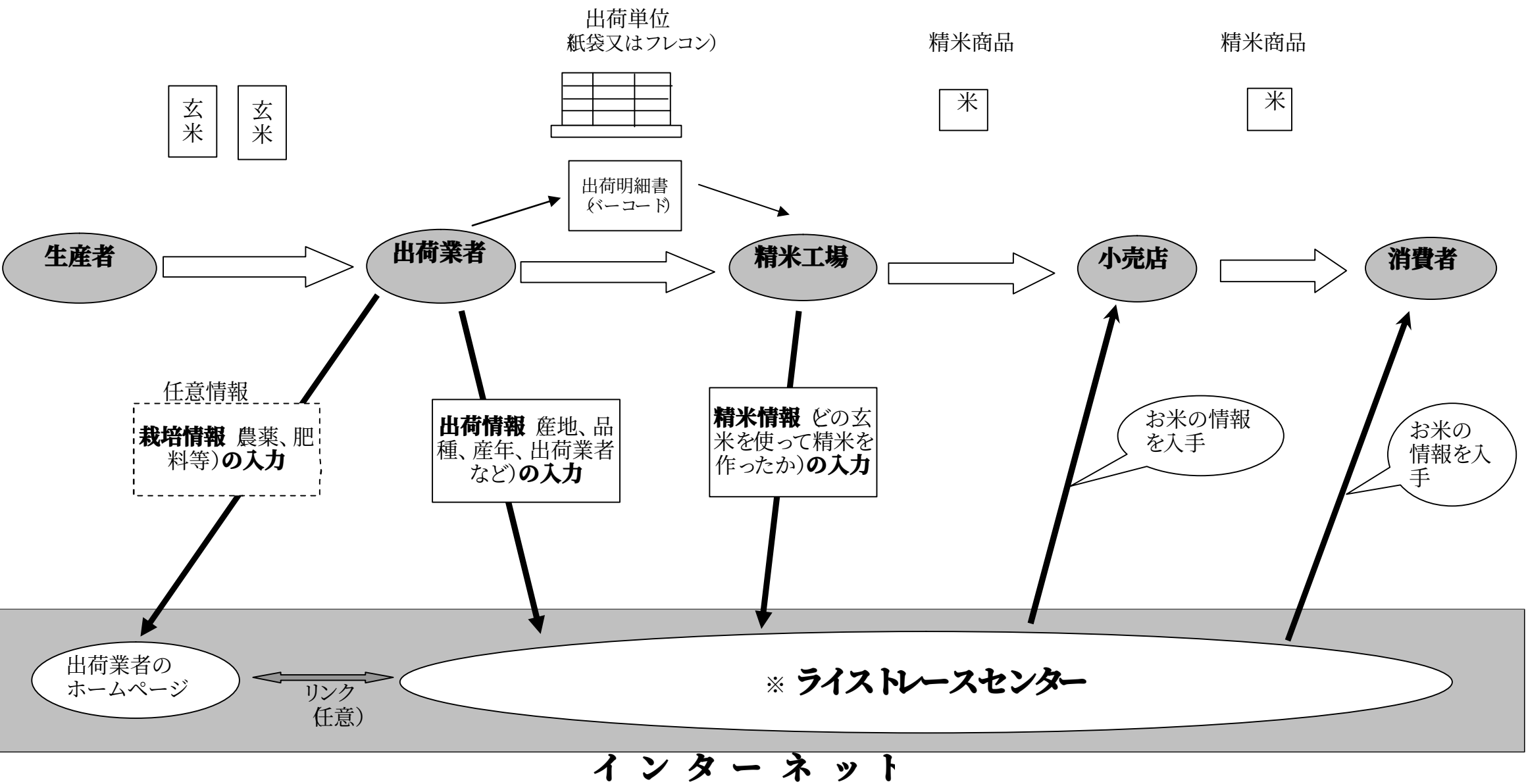
国は、平成15年度から、データベースの構築や流通業者における情報処理機器等の導入、普及・啓発等の環境整備に必要な助成を行うことにより、関係者のコスト負担を軽減し、トレーサビリティシステムの円滑な導入が図られるように支援しています。

用語解説

★ トレーサビリティシステムとは？

スーパーなどで並んでいる食品が、いつ、どこで、どのように生産・流通されたかについて、その情報を追跡又は遡及できる仕組みのことで、トレーサビリティは、「追跡可能性」と訳されます。

米のトレーサビリティシステム概観図



物 (米) の流れ

情報の流れ

※ ライストレースセンターとは、(財)全国米穀協会が運営主体となり、米のトレーサ情報を中心管理するデータセンターです。

6. 不測時における米の供給確保体制の構築

(1) 米全体を対象とした不測時における供給確保体制の概要

制度の変更点

近年、食料の危機管理体制の構築については、食料・農業・農村基本法において、「不測時における食料安全保障の確保」が明示的に国の施策として位置付けられるなど、国民のニーズが高まっています。

主食である米の供給不足に備えた危機管理体制については、政府が備蓄運営を行うほか、これまで「計画流通米」が大宗を占めるとの前提の下、計画流通制度の担い手である登録出荷取扱業者、自主流通法人、登録販売業者を通じて円滑に流通させるとともに、これらの者を通じて米流通の実態を把握してきたところですが、創意工夫ある米産業の発展と需要に応じた米づくりの促進を図るため、計画流通制度を廃止し、平常時の流通規制を必要最小限にしました。

このことにより、不作等による米の供給不足に備えた危機管理体制については、政府が引き続き備蓄運営を行うほか、米の生産・流通の全体を対象として構築し、米の流通業者について届出制を導入するなど、流通実態を平常時から把握しうる体制を整備するよう、これまでの米の危機管理体制を再整備することとし、この実効を確保するため、「危機管理マニュアル」を策定しました。

不測時における米の供給確保体制の概要

不作は前もって予測できるものではなく、また、近年のエル・ニーニョ等の異常気象の存在等を考慮すれば、主食であり、自給可能な農産物である米について、不測時における安定供給を確保することは極めて重要な政策課題となっています。

このため、以下のような不測時における供給確保体制を構築します。

- ① 流通業者に係る届出制の導入等関係業者と流通の実態を平常時から把握し得る体制の整備
- ② 備蓄制度の適切な運用や不測時における米の流通に係る一定の規制措置等を通じ、流通業者や生産者による買占め、売惜しみ等の防止

また、危機管理を適切に行うための具体的な措置として、政府は、米需給のひっ迫の度合いに応じて、

- ① 国民に対する米の需給・価格に関する正確な情報の提供
- ② 事業者や国民に対する買占め、売惜しみの防止の要請
- ③ 米の安定供給のための措置（政府米の運用等）

等の各般の措置を講じます。

不測時における米の供給確保体制のイメージ

平 常 時

- 国内需給及び国際的な需給に関する情報の収集・分析
- 危機管理時の対応に関する普及啓発



需給ひっ迫時

〔 政府米の放出により供給量は確保できるものの、備蓄量が適正在庫水準100万トンを大幅に下回る場合 〕

【想定される状況】

- 平成5年の大不作
- 昭和55年から58年にかけて連続して発した不作

<対 応 等>

国民への情報の提供、共有化

政府米の運用（放出等）

買占め、売惜しみの防止等



不 測 時

〔 政府米の放出を行っても、需要に見合う供給量が確保できない場合 〕

<対 応 等>

供給計画の策定

出荷・販売事業者に対する命令

生産者に対する売渡命令

米穀の割当又は配給等

用語解説、補足説明事項等

★ 政府備蓄米の備蓄適正水準はどれくらいですか？

政府の備蓄に関しては、学識経験者、生産者団体、消費者団体及び流通業者からなる備蓄運営研究会（平成12年12月設置）において、その運営について、1年をかけて透明な議論が行われ、13年12月に「備蓄運営研究会報告」が取りまとめられました。

その中で備蓄水準については、

- ① 過剰在庫が米価の低下圧力となること
- ② 主食用以外への振り向けに伴い、財政負担の増嵩を招くこと

等から、過去の作況変動をもとに翌年の増産可能数量をも考慮し、10年に1度の不作や、通常程度の不作が2年続いた事態を想定して、100万トン程度が適切とされたところです。

★ 政府が行っている備蓄運営方式は？

米の備蓄方式についても、備蓄運営研究会において議論が行われ、その結果、通常の需給操作の一環として、順次、在庫の年産を更新する回転備蓄方式により運営することとされました。

回転備蓄方式は、棚上げ備蓄に比べ、品質がほとんど劣化しないことから、消費者の嗜好を踏まえた主食用へのより円滑な供給が可能となります。

また、棚上げ備蓄においては、一定期間の経過による品質の劣化等により、その後の主食用への供給が困難となって、主食用以外へ振り向けざるを得なくなり、財政負担が大きくなるという問題があります。

② 政府米売買 随意契約から入札が基本へ)と備蓄運営

制度の変更点 新旧比較)

備蓄運営の方法は、「備蓄運営研究会報告」(平成13年12月)に基づいて、今後も回転備蓄方式とし、備蓄水準は、10年に1度の不作や通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準として、100万トン程度とすることとしています。

しかし、これまでの随意契約(相対取引)による政府米の販売では、価格水準が変化する市場実態に適時に対応し難く、また、政府買入れでは、生産者からの売渡し申込みを前提として都道府県別に買入れ枠を設けて行っていたため、市場シグナルとは無関係に産地銘柄を買い入れる結果となっていました。

このため、買入れ後、完売するまでの期間が長期化してしまう等、この売買方式が円滑な備蓄運営を図る上での阻害要因となっていました。

したがって、今後は、入札方式を基本とした政府米の買入れ及び販売を実施し、備蓄米として売れる銘柄を買入れ、市場実勢価格で販売することにより、安定的かつ効率的な備蓄運営を図ることとしています。

新たな制度における政府米売買の概要

○ 新たな政府米の販売方法の概要

入札販売を基本とし、入札で落札残があった場合等には随意契約販売を実施します。

1 入札販売

- ① 販売方法 → 当面、政府米の在庫銘柄を対象に総合食料局が一般競争入札を実施します。
- ② 参加資格者 → 届出業者及び省令で定める者であって総合食料局長が別に定める一定の資力信用等の要件を有する者とします。
- ③ 実施時期 → 平成16年4月から実施し、当面、毎月1回の実施を基本とします。
その後、入札結果等を踏まえて、入札の実施時期を機動的に設定します。
また、公告時期は、原則として入札実施日の前日から10日前とします。
- ④ 販売メニュー → 年産、産地、品種、等級、包装(袋、バラ)別のメニューを入札ごとに提示します。
- ⑤ 最低申込数量 → 1トン以上(ただし、車側渡販売は10トン以上)とします。
- ⑥ 落札方法 → 予定価格を超える単価で入札した者のうち、価格の高い者から順に複数落札制) 販売予定数量に達するまでを落札者とします。
- ⑦ 引取期間等 → 落札決定後の契約日から次回の入札実施日までとします。

2 随意契約販売

- ① 販売方法 → 落札残があった場合に、入札実施後から次回入札公告までの間の申込みに対し、実施します。
- ② 販売対象者 → 入札参加資格者(国の機関を含む)等とします。
- ③ 販売期間 → 入札実施後から次回入札公告日までの間、各地方農政局等への申込みにより実施します。

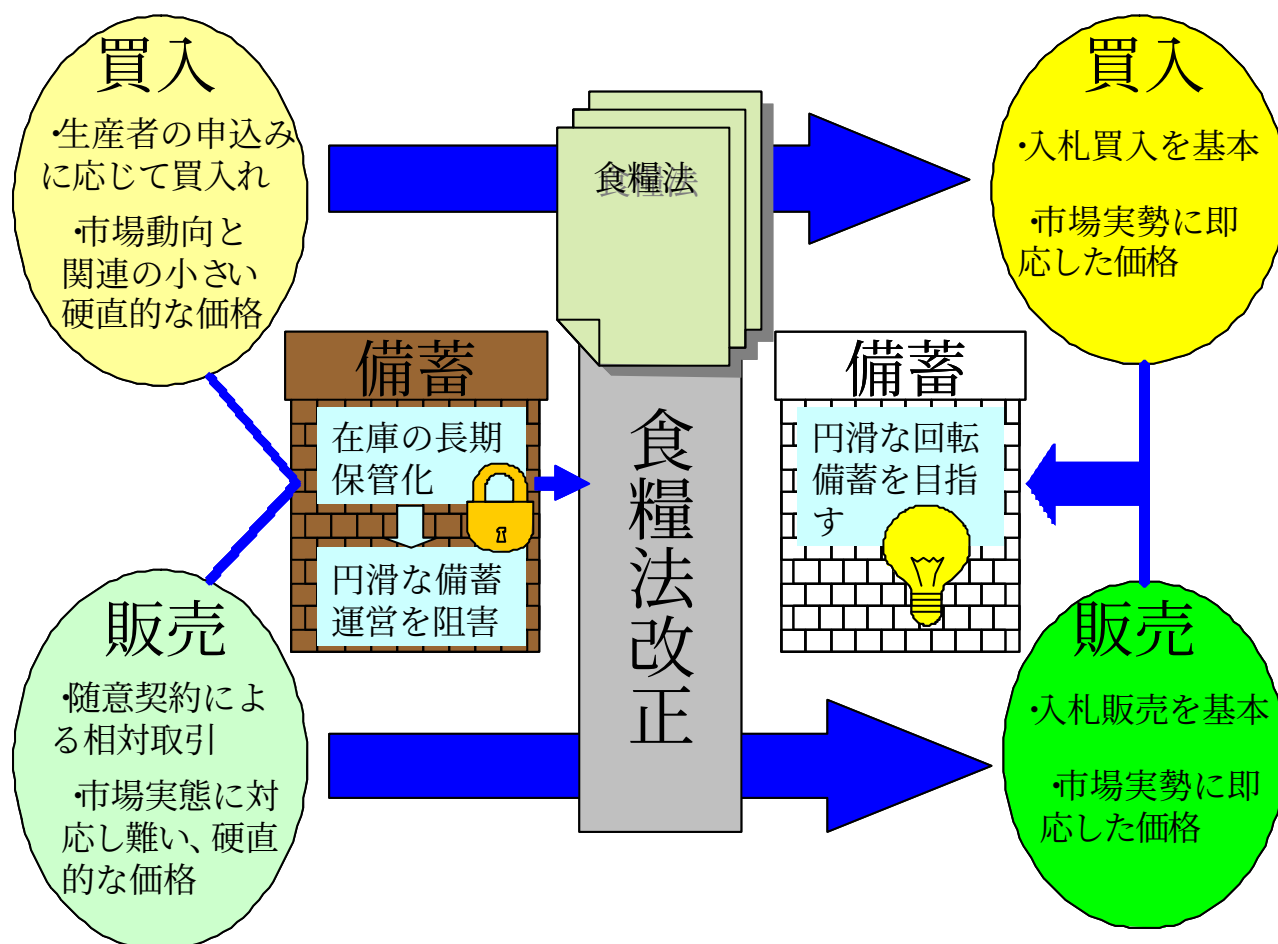
- ④ 販売メニュー → 入札販売により全量落札しなかった銘柄であって、その残数量を提示します。（国の機関等へは原則として在庫銘柄の中から販売。）

○ 新たな政府米の買入方法の概要（平成16年3月末時点での検討方向）

適正な備蓄運営に資することを目的に、年間を通じて競争入札を実施します。

- ① 対象銘柄等 → 米穀価格形成センターで入札に付される銘柄を基本とし、銘柄別数量は当面、銘柄別出回数量等を踏まえ、設定する方向です。
- ② 入札参加者 → 取扱数量が一定数量以上ある者とする方向です。
- ③ 入札単位 → 競争が働きやすい仕組みを検討しています。
- ④ 落札方法 → 予定価格以下の単価で入札した者のうち、価格の低い者から順に買入（複数落札制） 予定数量に達するまでを落札者とします。
- ⑤ 入札条件 → 等級、最低申込数量、包装、受渡場所等の設定を検討しています。
- ⑥ その他 → 入札で落札残が出た場合等、随意契約による政府買入れの実施を検討しています。

新たな制度における政府米の売買のイメージ



③ 業者届出制度の導入

制度の変更点 新旧比較)

平成16年4月1日より、計画流通制度(業者登録制度)が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制が行われなくなりました。

ただし、米不足等の不測時に的確に対応する必要があるため、平常時から流通業者の確実な把握等により、政府備蓄米の売却先を確保するとともに、不測時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、あらかじめ、主たる事務所の所在地等を農林水産大臣に届け出るとともに届出事業者は米穀の出荷数量等を帳簿に記載し、それを保存しなければならないことになっています。

業者届出制度の概要

- ① 米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者は、事業開始前に農林水産大臣に開始届を提出します(事業規模20精米トン未満の者を除く)。
- ② 届出事業者は、届出事項の変更又は事業を廃止したときは、遅滞なく、農林水産大臣に変更届又は廃止届を提出します。
- ③ 届出事業者は、帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、3年間の保存義務を負います。
- ④ ①の届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、50万円以下の罰金となります。
- ⑤ ②の変更届出若しくは廃止届出をせず、又は虚偽の届出をした届出事業者は、10万円以下の過料となります。
- ⑥ ③の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、10万円以下の過料となります。

経過措置

- 平成16年4月1日現在、それまでの食糧法に基づく登録卸売業者、登録小売業者、登録出荷取扱業者及び自主流通法人については、同日から届出事業者とみなされますので、改めて届出手続きをする必要はありません。
- 平成16年4月1日現在、それまでの食糧法に基づく計画外流通米のみを取り扱っている事業者でかつ事業規模20精米トン以上の者については、同年4月末までに事業開始の届出を農林水産大臣へ提出しなければなりません。
- これまでの食糧法に基づく登録卸売業者登録簿及び登録小売業者登録簿は、平成16年4月1日に都道府県知事から農林水産大臣へ引継がれます。

業者届出制度のイメージ

米穀の出荷又は販売の事業を行なおうとする者
(事業規模20精米トン未満の者を除く)

届出書

- ① 開始届 (様式第10)
- ② 変更届 (様式第11)
- ③ 廃止届 (様式第12)

16年4月から
電子申請の運用
開始予定です。
(総合食料局
ホームページ)

「主たる事務所の所在地」を管轄する農政局等に提出

(具体的には、「各農政局の連絡先及び管轄区域」を参照してください)

用語解説、補足説明事項等

★ 米穀の出荷又は販売の事業を行う者とは？

営利の目的をもってすると否とを問わず、自己の名義により継続反復して、①生産者からの委託を受けて米穀を集荷し、有償で他人に譲渡すること(出荷)又は、②自ら所有する米穀を有償で他人に譲渡すること(販売)を目的として事業活動を行う者をいいます。

従って、生産者が自ら生産した米穀を届出事業者を仲介することなく直接消費者に販売(産直販売)する場合も含まれます。

★ 事業規模が20精米トンを超えるかどうかわからない」場合の届出は？

新規に事業を始める場合や、年によって20精米トンを前後する場合等で事業規模を正確に把握できない場合は、届出時点での取扱予定数量を記入することにより、あらかじめ「開始届」を提出しておけば安心です。

なお、自ら生産した米穀を届出事業者に出荷又は販売した数量は、事業規模の積算にはカウントしません。

★ 制度移行に伴う主な規制緩和内容は？

帳簿の備付け以外の遵守事項や流通規制を廃止したほか、①申請手数料の無料化、②三年に一回の更新手続きの廃止、③届出に係る添付書類の廃止、等の事業者負担の軽減を行っています。

★ 帳簿の記載内容は？

平常時から事業者の取扱数量を把握するため、必要最小限の記載事項として、①米穀の種類別の買受数量、②米穀の種類別の販売数量、③米穀の種類別の在庫数量等を記帳してもらうこととなっています。